

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

- (1) 道路交通法施行令（昭和35年政令270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）が改正され、自動車の一般道路における最高速度が一律60キロメートル毎時であったところ、一定の要件に該当する一般道路を通行する場合は60キロメートル毎時、それ以外の一般道路は30キロメートル毎時となったことを踏まえ、千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号。以下「施行細則」という。）第2条の3で定めている交通規制の対象から除く車両の最高速度に関する規定の改正を行う必要があるため。
- (2) 令第22条第3号ハに規定する公安委員会が定める自動車が行き通じる道路を追加するにあたり、当該道路を規定している施行細則別表第3の改正を行う必要があるため。

2 改正内容

(1) 施行細則第2条の3第1項関係

ア 第1号関係

警衛列自動車及び警護列自動車に対する道路標識等による規制の適用除外に含めない速度規制を、令第11条及び第27条第1項に定める最高速度を超える道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制に改めた。

イ 第2号関係

専ら交通の取締りに従事する自動車に対する最高速度の規制の適用除外に含めない速度規制を、令第11条及び第27条第1項に定める最高速度を超える道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制に改めた。

(2) 施行細則別表第3関係

新旧対照表のとおり対象道路を追加した。

3 施行期日

令和8年9月1日